第10章 民法家族編：(1)非嫡出子遺産相続分差別違憲最高裁判所大法廷決定

(2)家族編演習問題Ⅳの問13解答例の変更

(3)第10章162頁(2)の(a)(b)の遺産相続分記載一部削除・訂正

　　　　　　　　　　(4)今後の相続法制見直しの課題

(1)最高裁判所大法廷決定平成25年―非嫡出子遺産相続分差別違憲―

**嫡出でない（非嫡出）子の法定相続分が嫡出である子の相続分の2分の1であること**（民法改正前第900条4号ただし書）が、自らの選択や修正の余地のない生まれによって決定される社会的身分を原因とした差別に該当し、憲法14条の平等原則に反するのではないかという問題が従来から提起されていた。

昭和55年の民法改正に向けて、法制審議会の前年の検討過程における改正試案では、「嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分と同等とするものとする」という提案がなされていた。この提案理由としては「非嫡出子には、嫡出でないことについて自ら責任がないにもかかわらず、その相続分を、親を同じくする嫡出子の相続分の2分の1として区別することは、（憲法14条の）法の下の平等の理念に照らし問題があること、及び両者の相続分を同等としても、配偶者の相続分には変わりがなく、法律婚主義と直接抵触するものでもない」等があり、「非嫡出子の相続分を嫡出子の相続分と同等とすることが適当であるとする意見によった」とされていた。しかし、実際には、かようにされると、「遺産分割における配偶者及び嫡出子と非嫡出子との間の対立および紛争を激化させるおそれがある」し、「国民感情や内外の実情調査を考慮すると時機尚早である」という理由から改正は実現しなかった。

　最高裁判所は、民法900条4号ただし書を、「法律婚の尊重と非嫡出子の（経済的）保護の調整を図ったものと解さ」れ…「現行民法は（一夫一婦制による）法律婚主義を採用しているのであるから…立法理由にも合理的な根拠がある」として、合憲と判断していた（最大決平成7年7月5日判時1540号3頁）。

ところで、平成23年春には、この問題については、最高裁によって従来の判決内容が見直され、新しい準則が形成されるのではないかと期待されたが、同年3月11日に発生した東日本大震災（および福島原子力発電所爆発）を理由に、当該事件は、憲法判断されることなく、和解によって終結していた。

最高裁判所は、同内容を上告理由とする新たな事件において、平成25年9月4日の大法廷決定によって、「家族という共同体の中における個人の尊重がより明確に認識されてきたことは明らかである。父母が婚姻関係になかったという、子自らが選択や修正する余地のない事柄を理由に不利益を及ぼすことは許されず、子を個人として尊重し、権利を保障すべきである、という考えが確立してきている。以上を総合すれば、遅くとも今回の相続が始まった平成13年7月当時には、相続分を区別する合理的根拠は失われ、規定は憲法に違反する」と判示して、従来の判例を変更した。

この決定によって、民法900条4号ただし書のうち「嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の2分の1とし」の部分は、平成25年12月5日に成立した改正民法によって削除されることになり、嫡出・非嫡出の区別なく子の遺産相続分は、均分相続となる。戸籍法の記載については、自民党の保守派の抵抗にあって改正されず、戸籍における嫡出子、非嫡出子の記載表示は維持されるということである。

(2)家族編演習問題Ⅳの問13解答例の変更

　①A：1800万円　②C1：900万円　③H：1800万円である。

平成25年最高裁大法廷決定によると、子の相続分額9000万円は、ABCDHの5人で均分相続することになるから、Hの相続額は1800万円となる。C1とC2は、Cの遺産1800万円を代襲して均分相続することになるから各々900万円となる。

(3)法学への招待第10章162頁(2)記載の一部削除と訂正

 (a)の相続分の記載一部削除

子および配偶者が相続人であるときは、子の相続分および配偶者の相続分は、各2分の1とする（民法900条1号）。子…が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。

**「嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の2分の1とし**（民法900条4号ただし書）**」**の部分を**削除**する。

(b)の相続分の記載訂正

　　直系尊属および配偶者が相続人であるときは、直系尊属の相続分は**3分の1**とし、配偶者の相続分は、**3分の2**とする（民法900条2号）。直系尊属…が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする（民法900条4号）。

(4)今後の相続法制見直しの課題

　法務省は、平成25年9月4日の大法廷決定を受けて、平成26年1月に「相続法制の見直しに着手し最終的な改正案を平成27年1月に取りまとめると報道発表した（毎日新聞平成26年1月6日付夕刊）。

　これによると、「家族観や社会情勢の変化を踏まえた新たな相続法制の整備を目指す」としている。具体的な検討内容は、つぎである。

　1)亡くなった者と同居していた配偶者が他の相続人に遺産分割する金銭を用意するため、住居を売却せざるを得なくなるような場合に、配偶者が居住し続けることができる方策を検討する。

　2)配偶者と子が相続人となる場合に、配偶者の相続分を引き上げる必要があるか。

　3)被相続人の財産の形成に特に貢献したと認められる場合に、主婦に対しても認めやすくすることも検討する。

　4)遺留分が中小企業の事業承継を妨げる場合があることから、あらためるかどうか検討する。

　5)配偶者を優遇する相続法制を単純に整備することは、結婚生活における貢献度等に比例しない理不尽な遺産分割を認めることにもなり得るので、被相続人に対する介護などを含め、貢献度に応じた相続の仕組みを目指す。

　以上の観点から、民法相続編が近年中に大きく改正されると予想されるので、学習者は、今後の相続法改正の報道発表に注目してほしい。